

○地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例

平成十七年七月十四日

宮城県条例第百十三号

改正 平成二六年三月二七日条例第二九号

平成三〇年三月二三日条例第二五号

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例をここに公布する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）
第十一条第二項第六号及び同条第四項の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども
病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとす
る。

(平三〇条例二五・一部改正)

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げ
る事務をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を
述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項(中期目標の期間の終了時に見込まれる中期
目標の期間における業務の実績を除く。)に関する評価について知事に意見を述べるこ
と。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

(平三〇条例二五・追加)

(組織等)

第三条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(平二六条例二九・一部改正、平三〇条例二五・旧第二条繰下)

(臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平三〇条例二五・旧第三条繰下)

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平三〇条例二五・旧第四条繰下)

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平三〇条例二五・旧第五条繰下)

(意見の聴取等)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(平三〇条例二五・旧第六条繰下)

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平三〇条例二五・旧第七条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成二六年条例第二九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成二十七年十一月二十九日までの間に任命される地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の委員の任期は、改正後の地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例第二条第三項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成三〇年条例第二五号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。